

解高発第60005号
2015年6月17日

高知県教育長
田 村 壮 児 様

部落解放同盟高知県連合会
委員長 有澤明男



要 請 書

日頃より、同和行政・人権行政の推進に尽力いただきしておりますことに深く敬意を表します。

さて、今年は1965年に「同和対策審議会答申」が内閣総理大臣に提出されて50年の節目の年にあたります。「同対審答申」は、部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる課題であるとし、これを未解決のまま放置することは許されず、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であることを明記しています。

そして近代社会における部落差別は、市民的権利と自由の侵害に他ならず、市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらのうち教育と就職の機会均等を完全に保障することが問題解決の中心課題であるとしました。

「答申」は、行政の方向として地区住民の自発的意思に基づく自主的運動組織と緊密な調和を保ち、総合的な計画性をもった諸施策を実施しなければならないと指摘しています。同和行政は日本国憲法に基づいて行われるものであり、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が存在する限りこの行政は積極的に推進されなければならない。そして同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないと明記しています。

また、「人権問題に対する対策」の項では、地区住民が差別を受けた場合に司法的もしくは行政的擁護が保障されておらず、「差別」それ自体を直接規制することができないと指摘し、「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態及びそれが被差別者に与える影響についての一般的認識も希薄となり、「差別」それ自体が社会悪であることを看過する結果となっている。差別事件の実態を把握し、差別が許しがたい社会悪であることを明らかにすること。差別に対する法的規制や保護立法及び司法的救済の拡大を求めています。

しかし、これまでの取り組みにもかかわらず差別の実態は現存しており、「答申」が示した課題や部落差別とは何かを問い合わせ返し、個人的な感覚論や抽象論ではなく、地域の実態や差別の現実を正確に把握し、具体的な取り組み課題を明確にすることが求められています。いうまでもなく、部落問題の解決をめざす同和行政は、部落差別の実態を踏まえ、基本的人権の尊重という憲法の理念、「同対審」答申および96年「地対協意見具申」の基本精神を踏まえ、「人権教育・啓発推進法」、県人権尊重

の社会づくり条例に基づいて、人権行政の主要な柱として推進されなければなりません。

つきましては、部落差別を撤廃し、人権尊重の社会の実現をめざし以下の要請をいたしますので、誠意を持ってご回答くださるようお願ひいたします。

記

- 1 差別事件の実態把握に関する県教委の初期対応や集約・分析、市町村および市町村教育委員会をはじめ関係機関との連携などの対応策について、行政責務として部落問題解決・人権侵害解決に向けた体制と取り組みを確立されたい。
- 2 本県で開催される、第38回全国人権保育研究集会（2016年1月開催）および第41回部落解放・人権西日本夏期講座（2016年6月開催）に対し積極的な支援、協力をおこなわれたい。

以上